

注意事項等

株主優待の受取りに関する注意点

- ・本株主優待は、株主様ご本人名義の暗号資産販売所「CoinTrade」で口座にお振込みをさせていただきます。口座をお持ちでない方は口座開設を事前にさせていただく必要があります。
- ・「CoinTrade」には、口座開設基準があり、株主様が口座開設基準を満たされない場合、口座開設ができません。「CoinTrade」の口座がない場合、本株主優待の贈呈はできません。
- ・「CoinTrade」の口座が開設できない株主様への代替となる優待は実施いたしません。
- ・「CoinTrade」の口座開設には、審査に一定のお時間をいただきます。株主様の個人情報のご準備によっては審査に数日いただく可能性があります。また、本株主優待によりお申込みが集中する可能性が想定され、通常よりお時間をいただく場合がございますことをあらかじめご了承ください。
- ・本株主優待のお申込みには期日があり、期日が過ぎますとお申込みができなくなります。
- ・本株主優待のお受取りは、株主様ご本人に限り、他人への譲渡はできません。（ご家族への譲渡も含む）
- ・「CoinTrade」の利用には、インターネット環境及びスマートフォン端末が必要です。当該インターネット環境およびスマートフォン端末は、株主様ご本人でご準備いただく必要があります。

暗号資産を利用する際の注意点

- ・暗号資産は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。インターネット上でやりとりされる電子データです。
- ・暗号資産は、価格が変動することがあります。暗号資産の価格が急落したり、突然無価値になってしまうなど、損をする可能性があります。
- ・暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者が確認してください。
- ・暗号資産の取引を行う場合、事業者から説明を受け、取引内容をよく理解し、ご自身の判断で行ってください。
- ・暗号資産や詐欺的なコインに関する相談が増えています。暗号資産を利用したり、暗号資産交換業の導入に便乗したりする詐欺や悪質商法にご注意ください。

取引にあたっての注意事項

- ・暗号資産は、支払いを受ける側の同意がある場合に限り、その支払いに使用することができます。

CoinTrade運営会社

会社名:株式会社マーキュリー

所在地:東京都渋谷区桜丘町1番1号 渋谷サクラステージ SHIBUYAタワー 21階

株主:株式会社セレス(東証プライム:3696)

登録:暗号資産交換業者 登録番号 関東財務局長 第00025号

加入協会:一般社団法人日本暗号資産等取引業協会(JVCEA)

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会(JCBA)

一般社団法人日本ブロックチェーン協会(JBA)

一般社団法人ブロックチェーン推進協会(BCCC)

各種お問い合わせ先

株式会社セレスIRに関連するお問い合わせ



<https://ceres-inc.jp/ir/inquiry/>

CoinTradeに関連するお問い合わせ



<https://support.coin-trade.cc/hc/ja/requests/new>